

平成31年4月24日

加入者・事業主の皆様へ

イオン健康保険組合の新元号対応について

5月1日から施行される新元号「令和」への改元に関して、イオン健康保険組合からの発行物（被保険者証・証明書や通知等）および届出書・申請書等の対応についてお知らせいたします。

健康保険での給付・適用に関する書類において、法令様式を使用する場合は元号を用いることになっており、5月1日の改元日以降から「令和」（「令和」を意味する記号を含む）を使用することになります。政府方針やシステム修正対応等を踏まえ、下記のとおり改元対応を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、届出書・申請書等については当分、「平成」の表記が残る場合であっても当該様式は有効です。皆さまには、必要に応じて読み替え、二重線で訂正する等のご対応（訂正印不要）をいただけますようお願いいたします。

1. 元号表記の取扱い

- (1) 4月30日までに発行するもの
「平成」表記となります。（有効期限が5月以降の発行物を含みます）
- (2) 5月1日以降に発行するもの
新元号「令和」表記となります。

2. 対象となる発行物

- (1) 被保険者証（高齢受給者証含む）
- (2) 限度額適用認定証
- (3) 保険料関係通知（納入告知書、決定通知書等）
- (4) 各種証明書類
- (5) その他イオン健康保険組合が発行する通知等

注意) すでに発行済の「平成」表記の被保険者証や証明書等は、5月以降も引き続きご利用いただけます。

以上